

こうつうあんぜんきょうしつ
交通安全教室



たからづかしぼうはんこうつうあんぜんか
宝塚市防犯交通安全課

たからづかけいさつしょ
宝塚警察署



自転車を安全に利用しよう
自転車交通安全教室



自転車は運転免許が要らず、子どもさんから高齢者までが気軽に便利に利用されています。

それ故に自転車の交通ルールやマナーをご存知なく、自分なりの交通ルールで乗り、交通事故の被害者だけでなく加害者になられることがあります。



自転車点検「ハラブッタベサ」

自転車に乗る前には、必ず車体点検をしましょう。
ブレーキ、タイヤ、ベル、ライトなど。故障してい
れば、すぐに修理をしておきましょう。
故障したまま乗ると事故の原因になります。
「ハラブッタベサ」っていったい何？



自転車点検「ハラブッタベサ」

ハンドル



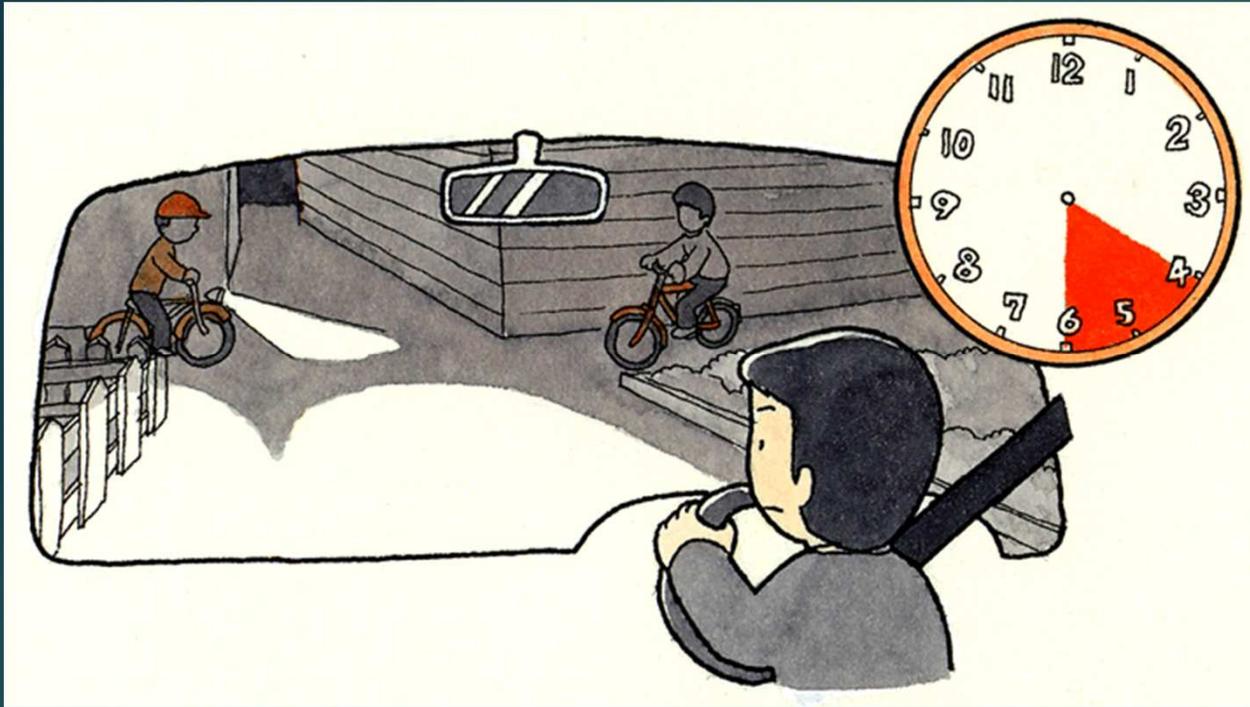
ハンドルはぐらついていませんか

自転車点検「ハラブッタベサ」

ライト



ライトはきちんと点灯しますか



ライトは、目の前を照らすだけではなく、周りの車や歩行者から自分の存在を確認してもらう役目もあります。



自転車点検「ハラブッタベサ」

ブレーキ



ブレーキは前後とも効きますか

自転車点検「ハラブッタベサ」

タイヤ



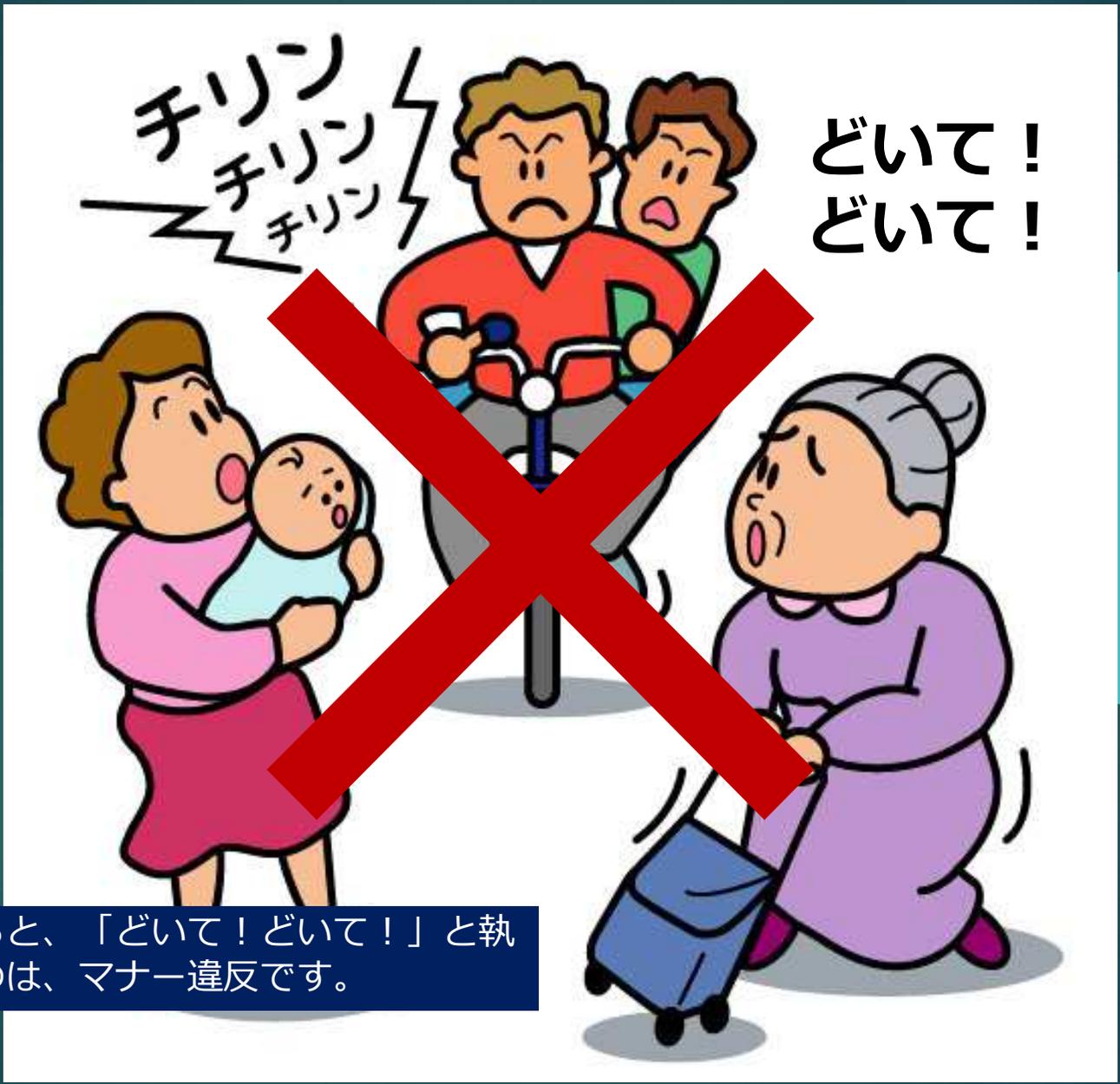
タイヤは空気が入り、溝がすり減って
いませんか

自転車点検「ハラブッタベサ」

ベル



ベルはきちんと鳴りますか



歩行者が邪魔だからと、「どいて!どいて!」と執拗にベルを鳴らすのは、マナー違反です。

自転車点検「ハラブッタベサ」

サドル



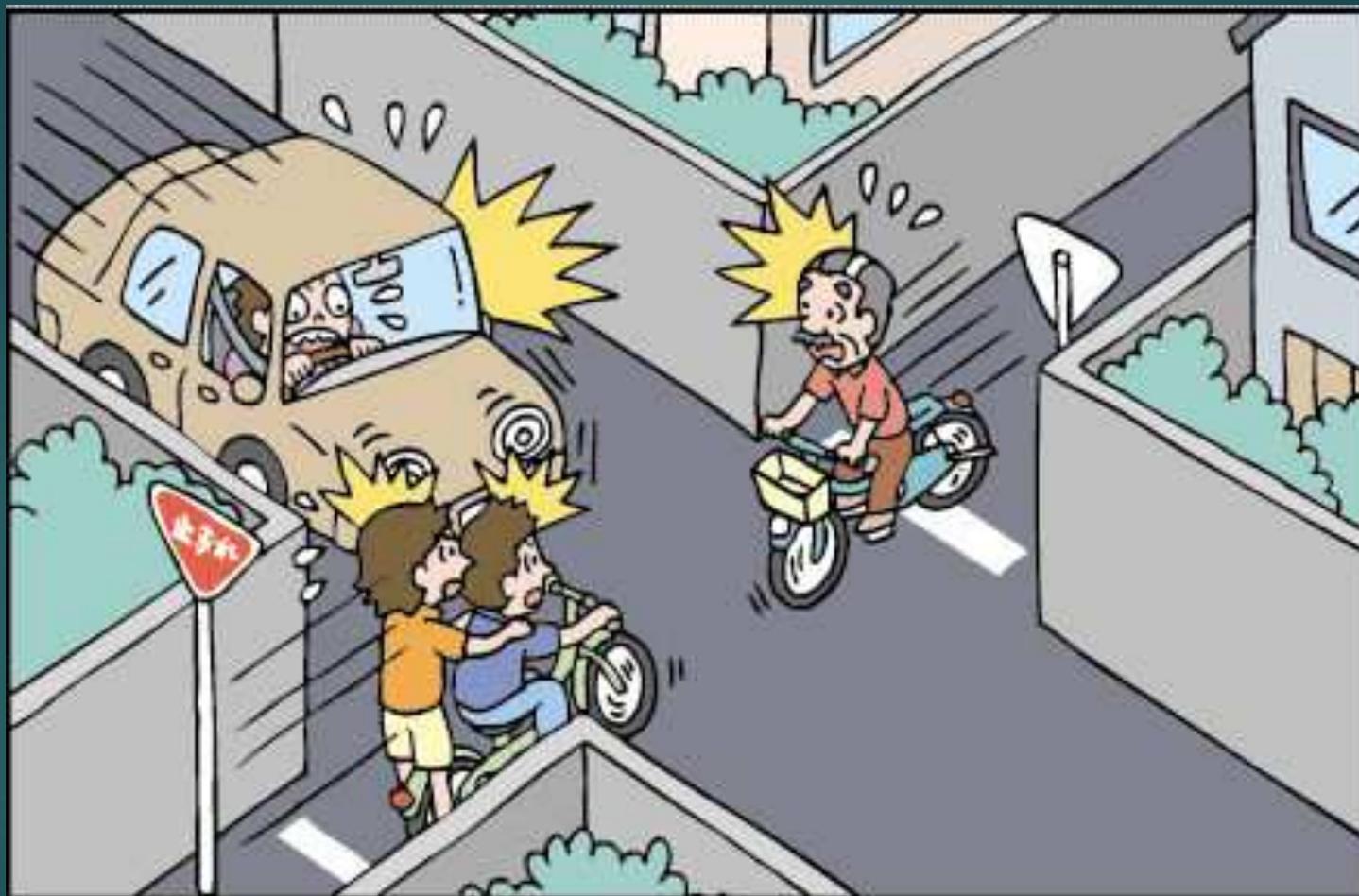
サドルの高さは両足のつま先が着く高さですか

自転車ヘルメットを着用しましょう

そして、自転車に乗る時には、自転車ヘルメットを着用しましょう。
宝塚市では、条例でヘルメット着用に努めるよう定めています。



見通しの悪い交差点や、一時停止場所では、必ず一旦止まって、安全確認しましょう。



左右
確認



止まれ

次は、自転車を安全に利用するための5つのきまり「自転車安全利用五則」です。

自転車安全利用五則

(令和4年交通対策本部決定)

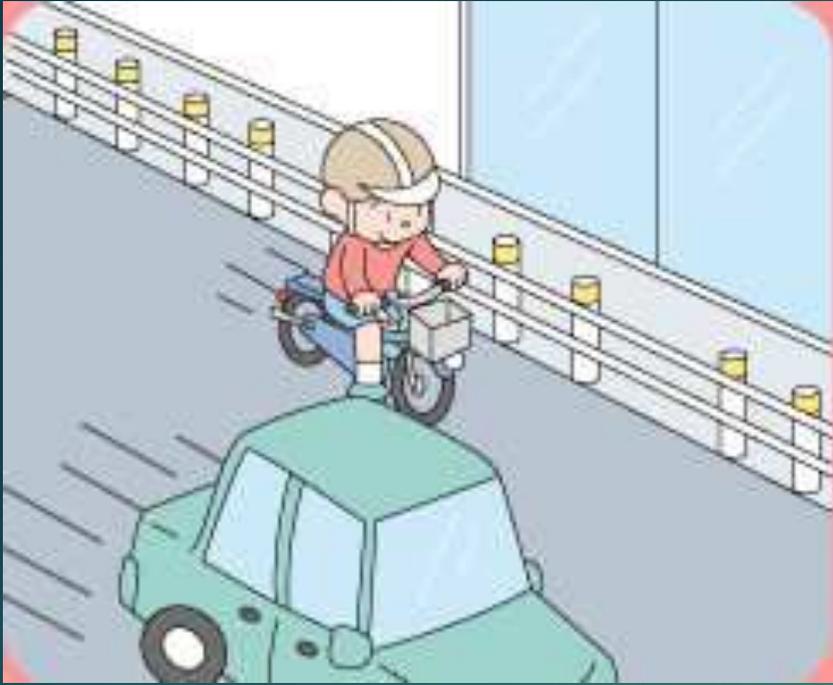


「自転車安全利用五則」を守ろう

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先





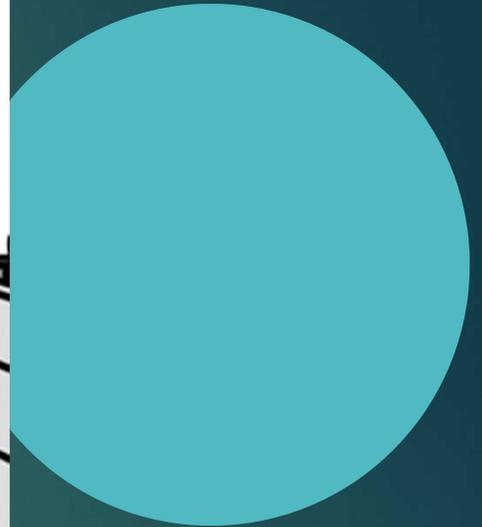
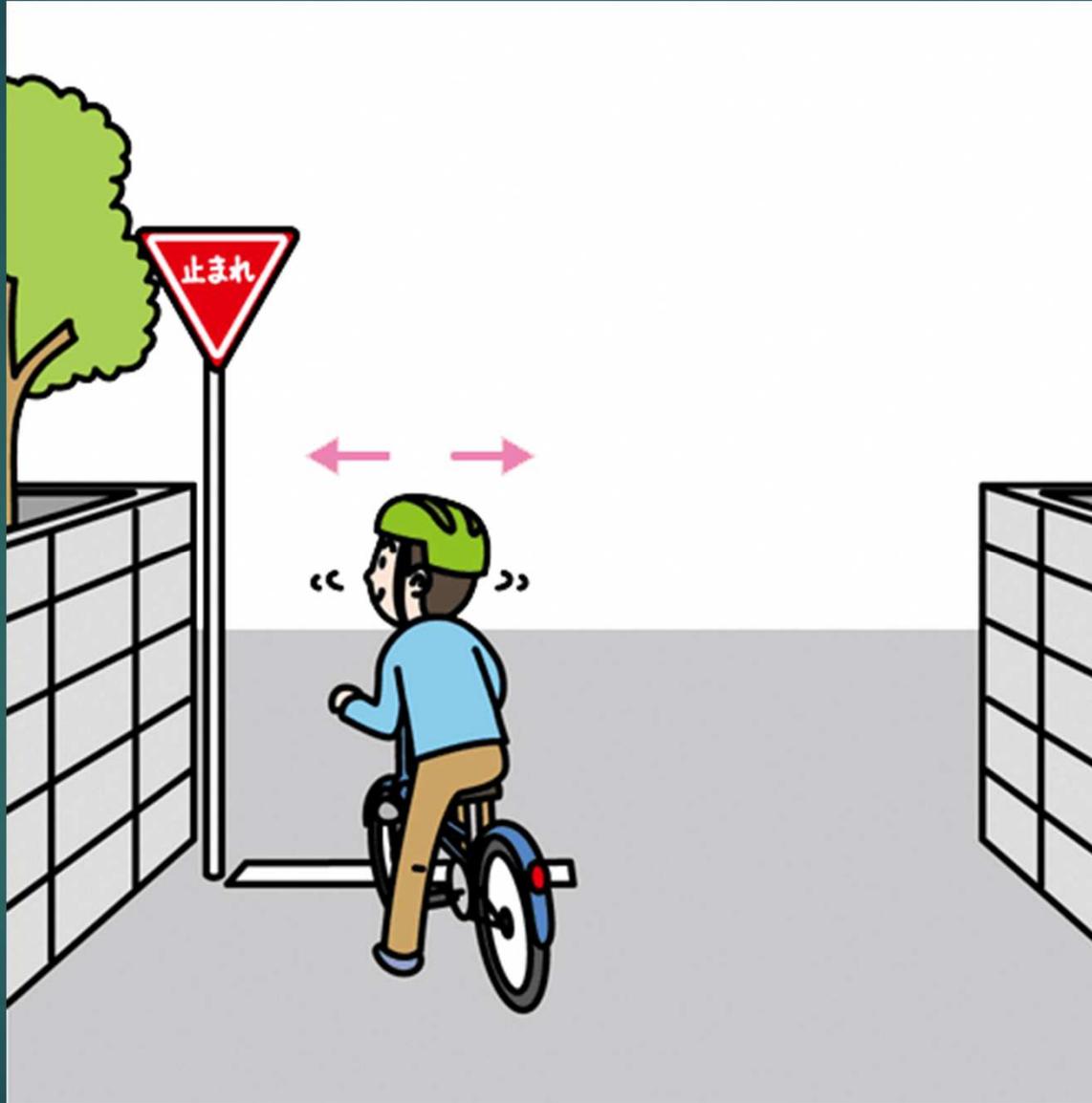
「自転車安全利用五則」を守ろう

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認





「自転車安全利用五則」を守ろう

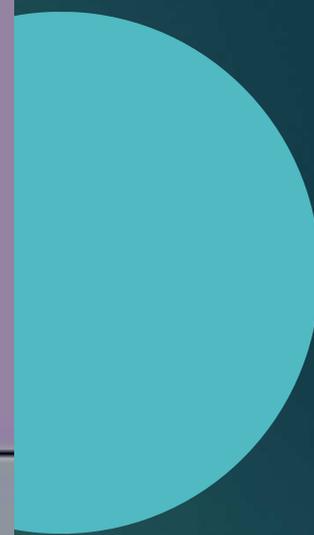
①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯





「自転車安全利用五則」を守ろう

①車道が原則、左側を通行

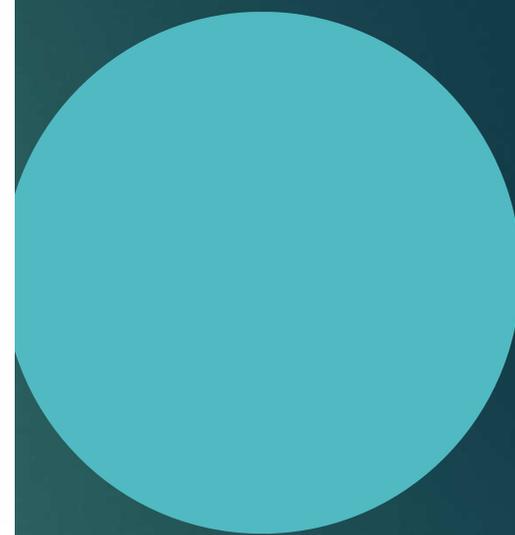
歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止





「自転車安全利用五則」を守ろう

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外（注）、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

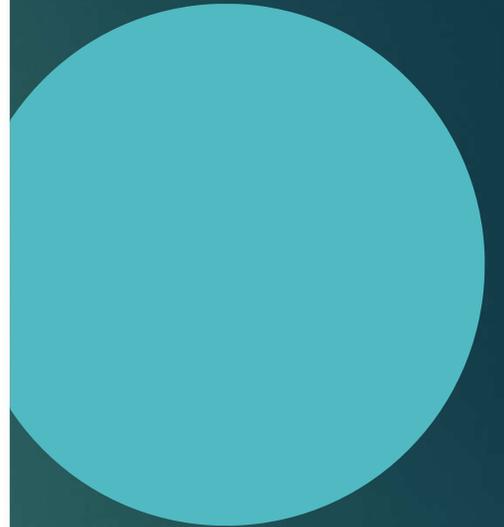
③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用

（注）「自転車通行可」の標識・標示がある場合や、13歳未満の児童・幼児、70歳以上の方、身体に障害のある方、工事中などで歩道を通行するのがやむを得ない場合は、例外として歩道を通行することができます。





その他、

「自転車の損害賠償責任保険」

へ加入しましょう。

兵庫県では、2015年10月1日より「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され自転車利用者は、

賠償責任保険への加入が義務となりました!

1ヵ月あたり約**137円**~

兵庫県交通安全協会の

ひょうごのけんみん
自転車保険
のご案内 

 もしもの自転車の事故に備えましょう! 

家族のためにも入りましょう 





【自転車の損害賠償責任保険へ加入しましょう】

自転車が加害者になる事故により高額な損害賠償事例が発生している状況などから、被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減させるため、兵庫県では条例により、自転車利用者、保護者及び自転車を利用する事業者に損害賠償責任保険への加入を義務付けています。



【自転車の損害賠償責任保険へ加入しましょう】

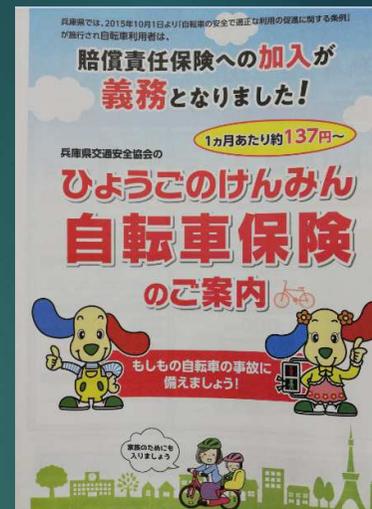
以下のような自転車事故の高額賠償事例も出ています。

1.賠償額：9, 521万円

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地裁 平成25年7月4日判決）

2.賠償額：9, 266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能喪失）が残った。（東京地裁 平成20年6月5日判決）



もしも、事故を起こしてしまったら？

① けが人の救護

けが人がいる場合、119番に通報し救急車を呼ぶ

② 安全の確保

歩道など安全な場所に自転車を移動させるなど、二次災害を防止する

③ 警察（110番）への連絡

保護者・学校への連絡も忘れずに

④ 相手の連絡先の確認

事故の相手の名前、住所などの連絡先を確認する

⑤ 自転車保険に加入している場合は保険会社に連絡

①けが人の救護

②安全の確保

③警察への連絡

をせず、その場を立ち去ると「ひき逃げ事件」になり、厳しく罰せられます！

①けが人の救護をしなかった場合

1年以下の懲役または

10万円以下の罰金

③警察へ連絡しなかった場合

3カ月以下の懲役または

5万円以下の罰金

こうつうあんぜんきょうしつ
交通安全教室

ありがとうございました



たからづかしぼうはんこうつうあんぜんか
宝塚市防犯交通安全課

たからづかけいさつしょ
宝塚警察署

